**意見公募要領**

１　意見公募対象

郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）

２　意見公募の趣旨・目的・背景

　　郵政民営化法（平成17年法律第97号）では、移行期間中、郵便貯金銀行が、原則として一の預金者から受入れをすることができる預金等の額、郵便保険会社が、被保険者一人につき、引受けを行うことのできる保険金額等の額（以下、これらを「限度額」と総称する。）等が定められており、郵政民営化法施行令（平成17年政令第342号）でその具体的な金額が定められています。

平成27年12月25日に、郵政民営化委員会から「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見（平成27年12月）」において、限度額に関し、「郵政民営化の進捗に応じ段階的に緩和していくべき」と示されたことを受け、今般、上記限度額等を引き上げるため、郵政民営化法施行令の一部を改正するものです。

（注）移行期間：平成19年10月1日から、郵政民営化法に基づく業務制限（上乗せ規制)が適用されなくなるまでの期間

３　資料入手方法

　　意見公募対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[ｅ－Ｇｏｖ]（<http://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄、金融庁のホームページ（<http://www.fsa.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄並びに総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄及び「パブリックコメント」欄に掲載するほか、総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課（郵政行政部入口）において供覧又は配布することとします。

４　意見の提出方法

金融庁又は総務省のいずれかに対し、下記の要領で提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入して下さい。

（1） 金融庁に提出する場合

次のいずれかの方法により、意見書（別紙様式による。）に必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス））を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

① 郵送する場合

〒100-8967 東京都千代田区霞が関３－２－１ 中央合同庁舎第７号館

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 あて

② ＦＡＸを利用する場合

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 あて

ＴＥＬ：０３－３５０６－６０００（内線：３５５８）

ＦＡＸ：０３－３５０６－６２３６

※担当に電話連絡後、送付してください。

（2） 総務省に提出する場合

次のいずれかの方法により、意見書（別紙様式による。）に必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス））を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

① 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関２－１－２ 中央合同庁舎第２号館

総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課　あて

② ＦＡＸを利用する場合

総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課　あて

ＴＥＬ：０３－５２５３－５９８５

ＦＡＸ：０３－５２５３－５９９１

※担当に電話連絡後、送付してください。

(3)　電子政府の総合窓口[ｅ－Ｇｏｖ]（http://www.e-gov.go.jp）を利用する場合

　　　電子政府の総合窓口[ｅ－Ｇｏｖ]（http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public）の意見提出フォームからご提出下さい。

意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、添付ファイルは利用できませんので、御注意ください。

５　意見提出期間

　　平成28年１月26日（火）から平成28年２月24日（水）まで（必着）

６　留意事項

・　意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

・　提出された意見は、両省庁で共有し、郵政民営化委員会に報告するとともに、電子政府の総合窓口[ｅ－Ｇｏｖ]パブリックコメント・意見募集案内（http://www.e-gov.go.jp）の「パブリックコメント欄」並びに金融庁ホームページ及び総務省ホームページに掲載します。提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがあります。なお、提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。

・　意見をお寄せいただいた方の氏名（法人その他の団体にあっては名称）については、意見の内容とともに開示させていただくことがありますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。

・　開示等の請求があった場合には、開示に当たり、意見の内容に、（１）個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は（２）法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

・　意見に付記された電話番号等の情報は、意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認をさせていただく場合に利用します。

・　意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

・　意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

**意　見　書**

平成　　年　　月　　日

金融庁総務企画局企画課

信用制度参事官室　あて

又は

総務省情報流通行政局郵政行政部

貯金保険課　あて

　　　　　　　　　　　　　　郵便番号

　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　氏名（法人又は団体名等）（注１）

　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　電子メールアドレス

　「「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集」に関し、以下のとおり意見を提出します。

注１　法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。